

古平町住宅リフォーム支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅等のリフォーム工事（以下「リフォーム工事」という。）を行う者に対し工事費の一部を補助することにより、住宅等の整備を促進し、安全・安心で快適な住環境の整備を図るとともに、町内住宅関連産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内に存する居住用建物（賃貸するものを除く。）をいう。ただし、併用建物にあつては居住専用部分をいう。
- (2) リフォーム工事 既存の住宅の機能や性能を維持し、又は向上させるため、住宅の全部又は一部を修繕、補修、補強、模様替え、取替え等を行う工事、既存の住宅に増築を行う工事及び既存の住宅の一部を改築する工事で、次に掲げるものをいう。
 - ア 基礎、土台、柱、梁、筋交い、内壁、天井、床等の修繕工事又は補強工事
 - イ 外壁の改修工事及び塗装工事
 - ウ 屋根の改修工事及び塗装工事
 - エ 屋根の雪止め設置及び修繕工事
 - オ 台所、浴室又は便所を改修する工事
 - カ 間取りの変更及び開口部の新設等の工事

- キ 建具の取り替え等の工事
- ク 畳替え、畳表替え
- ケ 断熱、気密又は遮音工事
- コ 屋内給排水管の新設及び劣化改修工事
- サ 電気設備工事を伴う省エネ照明機器の設置工事
- シ 自然再生可能エネルギー利用機器（太陽光発電システム・太陽熱利用システム・熱交換システムなど）の設置工事
- ス 住宅と連結している車庫、物置の修繕工事
- セ その他住宅の機能や性能を維持・向上させるための工事

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となるリフォーム工事は、当該工事に要する費用が20万円以上のものとする。

2 前項に規定する工事に要する費用には、次の各号に掲げる額は含まないものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく日常生活用具（住宅改修）の給付を受けたときは、その給付金の額
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の給付を受けたときは、その給付金の額
- (3) 古平町高齢者等住宅設備改修事業補助金交付要綱（平成13年訓令第3号）の規定に基づく住宅設備改修費の補助を受けたときは、その補助金の額
- (4) 公共工事の施行に伴う補償等を受けたときは、その補償金の額

(5) この補助金を受ける者及びその世帯員が自ら施工又は購入したものに係る
費用額

(5) その他補助金の交付が適当でない認められる額
(補助対象者等)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本町に住所を有する者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。）、又は第6条に規定する補助金の申請の日から6ヶ月以内に本町に住所を有すると見込まれる者であること。

(2) リフォーム工事を行う住宅の所有者（所有権を有すると認められる者を含む。）であって、当該住宅に現に居住又は第6条に規定する補助金の申請の日から6ヶ月以内に居住すると見込まれる者であること。

(3) 補助金の交付を受ける者及びその世帯員それぞれの当該年度分個人市町村民税課税標準額が、300万円以下であること。

2 この要綱による補助金の交付を受けた者は、再度、当該補助金の交付を受けることができない。

(補助金の交付額等)

第5条 補助金の額は、リフォーム工事に要した費用の額の10分の3に相当する額

(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

ただし、その額が30万円を超えるときは、30万円とする。

2 リフォーム工事が第15条の規定に該当する工事であって、補助金の交付を受ける者及びその世帯員それぞれの当該年度分個人市町村民税課税標準額が、150万

円以下である場合は、前項中「10分の3」を「10分の4」に、「30万円」を「40万円」に、それぞれ読み替えて補助金を交付する。

3 補助金の交付は、同一の住宅について1回限りとする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に古平町住宅リフォーム支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

(1) 工事の内容及び費用がわかる書類（工事図面及び工事費内訳書等）

(2) 写真（工事前の状況を撮影したもの）

(3) 申請調査等同意書（別記第2号様式）

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による補助金の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定（以下「補助金交付決定」という。）をしたときは古平町住宅リフォーム支援補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、補助金を交付しないことを決定したときは古平町住宅リフォーム支援補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 申請者は、補助金交付決定の通知を受けた後に、前条第1項の申請書の内容に次の各号いずれかに該当する変更が生じたときは、古平町住宅リフォーム支援補助金変更承認申請書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

(1) 施工業者の変更

(2) 工事内容の変更

(3) 工事費の変更

2 町長は、前項に規定する変更の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更を承認したときはその旨を古平町住宅リフォーム支援補助金変更承認通知書(別記第6号様式)により、当該変更を承認しなかったときはその旨及び理由を古平町住宅リフォーム支援補助金変更不承認通知書(別記第7号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(リフォーム工事の取り止めの届出)

第8条 申請者は、リフォーム工事を取り止めるときは、古平町住宅リフォーム支援補助金交付申請取り止め届(別記第8号様式)を町長に提出しなければならない。

(リフォーム工事の着手及び完了)

第9条 申請者は、補助金交付決定の通知を受けた後にリフォーム工事に着手し、当該申請があった日の属する年度の2月末日までにこれを完了するものとする。

(完了の届出)

第10条 申請者は、リフォーム工事が完了したときは、速やかに古平町住宅リフォーム工事完了届(別記第9号様式)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 工事の完了状況を撮影した写真(施工中の写真を含む)

(2) 工事費精算内訳書

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(完了検査)

第11条 町長は、前条の規定による完了の届出を受けたときは、当該届出を受けた日から14日以内に当該工事について検査するものとする。

(補助金の額の確定等)

第12条 町長は、前条の規定による完了検査の結果、当該工事が補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を古平町住宅リフォーム支援補助金確定通知書(別記第10号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、町長に対し、古平町住宅リフォーム支援補助金交付請求書(別記第11号様式)により当該補助金の交付を請求するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第14条 補助金交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が補助金交付決定の内容又はこれに付された条件等に違反したときは、町長は、補助金交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させるものとする。

(下水道未接続の住宅に係る補助金の制限)

第15条 古平町公共下水道の供用区域内にあって現に下水道が未接続である住宅については、下水道接続工事又は下水道接続工事を含む他のリフォーム工事を行う場合に限って、補助金を交付するものとする。

(事務所等の下水道接続工事費に対する補助金の特例)

第16条 次の要件を満たす法人又は個人が、町内に所有する事務所、工場、店舗、倉庫又は賃貸住宅の建物の下水道接続工事を行う場合にあつては、当該工事に要する費用について第3条及び第5条の規定を適用して補助金を交付するものとする。

(1) 法人にあつては、町内に本店を有するものであつて、直前の事業年度の町

民税法人税割が課せられていないものであること。

(2) 個人にあつては、補助金の交付を受ける者及びその世帯員それぞれの当該年度分個人市町村民税課税標準額が、300万円以下であること。

2 前項の補助金は、第4条第2項及び第5条第2項の規定に拘わらず、補助対象となる建物ごとに補助金を交付するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この訓令に基づき交付された補助金については、第14条の規定は同日以降もなお効力を有する。

別記第1号様式（第6条関係）

古平町住宅リフォーム支援補助金交付申請書

年 月 日

古平町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

住宅リフォームに係る補助金の交付を受けたいので、古平町住宅リフォーム支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

対象建物の所在地	古平町大字
建物の種類	居住専用建物（一般・賃貸） 居住併用建物（一般・賃貸） 居住以外建物（事務所・工場・店舗・倉庫・その他）
下水道の接続状況	接続済み・供用区域外で未接続・供用区域内で未接続
リフォーム工事の概要	
予定工事費（税込み）	円
施工業者	住所 業者名 電話番号
工事予定期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
補助金交付申請額	円

（添付書類）

- （1）工事の内容及び費用がわかる書類（図面及び工事費内訳書等）
- （2）写真（工事前の状況を撮影したもの）
- （3）申請調査等同意書（別記第2号様式）
- （4）町税等の滞納がある者は、納付誓約書
- （5）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

別記第2号様式（第6条関係）

申 請 調 査 等 同 意 書

年 月 日

古平町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

私は、古平町住宅リフォーム支援補助金の申請にあたり、次の事項について古平町が行うことに同意します。

記

- 1 私と私の世帯に属する者全員の住民票を閲覧すること。
- 2 私と私の世帯に属する者全員の町税等の課税及び収納の状況に関する書類を閲覧すること。
- 3 次の事業等の補助又は給付に関する書類を閲覧すること。
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の規定に基づく日常生活用具（住宅改修）の給付
 - (2) 介護保険法の規定に基づく居宅介護住宅改修費等の給付
 - (3) 古平町高齢者等住宅設備改修事業
 - (4) 上記のほか、本事業に関連する事業

古平町住宅リフォーム支援補助金交付決定通知書

年 月 日

様

古平町長 印

年 月 日付けにて交付申請のあったリフォームに係る補助金について、下記のとおり交付することを決定したので、古平町住宅リフォーム支援補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付予定額 円
- 2 留意事項
 - (1) リフォーム工事の内容を変更しようとするときは、あらかじめ町長に届け出て承認を受けること。
 - (2) リフォーム工事を完了したときは、速やかに町長に届け出ること。
 - (3) リフォーム工事が予定の期間内に完了しないおそれのあるとき又はリフォーム工事の実施が困難になったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) リフォーム工事を取り止めるときは、町長に届け出ること。
 - (5) この通知は、補助金の交付を確約するものではなく、補助金の交付には工事完了検査に合格後に、補助金請求する必要があること。

別記第4号様式（第6条関係）

古平町住宅リフォーム支援補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

古平町長 印

年 月 日付けにて交付申請のあったリフォームに係る補助金について、下記の理由により交付しないことを決定したので、古平町住宅リフォーム支援補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

不交付決定の理由

別記第5号様式（第7条関係）

古平町住宅リフォーム支援補助金変更承認申請書

年 月 日

古平町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付けにて補助金の交付決定通知を受けたリフォーム工事の内容を変更したので、古平町住宅リフォーム支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

1) 施工業者の変更

2) 工事内容の変更

3) 工事費の変更

2 変更前の補助金の交付予定額 円

3 変更後の補助金の交付申請額 円

(添付書類)

- (1) 変更後工事図面及び変更後工事費内訳書（工事内容又は工事費を変更する場合のみ）
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

別記第6号様式（第7条関係）

古平町住宅リフォーム支援補助金変更承認通知書

年 月 日

様

古平町長

印

年 月 日付けで申請のあったリフォーム工事の内容変更について、下記のとおり承認したので、古平町住宅リフォーム支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 変更の内容

2 補助金の交付予定額	変更前	円
	変更後	円

3 その他付記する事項

別記第7号様式（第7条関係）

古平町住宅リフォーム支援補助金変更不承認通知書

年 月 日

様

古平町長 印

年 月 日付けで申請のあったリフォーム工事の内容変更について、下記の理由により承認しなかったため、古平町住宅リフォーム支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

不承認の理由

別記第8号様式（第8条関係）

古平町住宅リフォーム支援補助金交付申請取り止め届

年 月 日

古平町長 様

届出者（申請者）

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付けで申請したリフォーム工事を取り止めるので、古平町住宅リフォーム支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 住宅の所在地

別記第9号様式（第10条関係）

古平町住宅リフォーム工事完了届

年 月 日

古平町長 様

届出者（申請者）

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付けで補助金の交付決定通知を受けたリフォーム工事について完了したので、古平町住宅リフォーム支援補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり届出ます。

記

施工業者名	
完了年月日	

（添付種類）

- （1）工事の完了状況を撮影した写真（施工中の写真を含む）
- （2）工事費精算内訳書
- （3）前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

別記第10号様式（第12条関係）

古平町住宅リフォーム支援補助金確定通知書

年 月 日

様

古平町長

印

年 月 日付けで完了届の提出があったリフォーム工事について、下記のとおり補助金の額が確定したので、古平町住宅リフォーム支援補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

交付年度	年度
補助金の交付予定額	円
補助金の交付確定額	円

別記第11号様式（第13条関係）

古平町住宅リフォーム支援補助金交付請求書

年 月 日

古平町長 様

請求者 住 所

氏 名 印

年 月 日付けで補助金の額の確定通知があったリフォーム工事に係る補助金の交付を受けたいので、古平町住宅リフォーム支援補助金交付要綱第13条の規定により請求します。

記

交付請求額	円
-------	---

補助金振込先

金融機関名	
店舗名	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> () 支店
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	
口座名義人	フリガナ 氏名

注) 請求者氏名及び口座名義人欄には、補助金交付の決定を受けた者の氏名を記入すること。